

第4章 計画の進捗管理と評価の方法

第1節 計画の進捗管理

○計画の進捗管理は、外部委員会である「立川市地域福祉推進委員会」の設置と庁内組織である「立川市地域福祉推進連絡会」での検討等により行います。

1 「立川市地域福祉推進委員会」の設置

- 本計画の実現に向けては、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、社会福祉関係事業者などによる主体的な活動による部分が多く、関係者の理解と連携が欠かせません。
- このため、市民、学識経験者、関係機関・団体からの推薦者等による「立川市地域福祉推進委員会」を設置し、計画の進捗状況の把握や委員会での意見交換を踏まえて、関係者との連携や調整の方法などを検討しながら、施策の方向に沿った事業や取組の展開に努めていきます。
- 地域福祉計画は、立川市社会福祉協議会が策定する「第5次立川あいあいプラン21」(地域福祉市民活動計画)と、地域福祉の推進における両輪の計画として策定します。いずれも地域福祉を推進するための計画であり、相互に補完し、一体的に推進するものであるため、「立川市地域福祉推進委員会」は、社会福祉協議会と合同で開催します。



2 「立川市地域福祉推進連絡会」の役割

- 「立川市地域福祉推進連絡会」は、地域福祉を推進するための庁内組織として、計画に位置づけられた取組の現状などの情報共有・情報交換の場、また「立川市地域福祉推進委員会」での意見を踏まえ、地域課題の解決に向けた検討の場などとして開催していきます。

第2節 評価の方法

- 地域福祉推進のためには、現状や課題、成果について分析し、具体的にわかりやすく伝えていく必要があります。そのためには、「何をもって地域福祉が進んだといえるか」を測るための指標が不可欠になります。
- 市と立川市社会福祉協議会では、平成28(2016)年1月から平成30(2018)年3月までの「立川市地域福祉推進委員会」において、「地域福祉推進のための指標づくり報告書」をまとめました。
- これまで地域福祉推進の度合いは、参加者数や参画団体数、会議や研修の回数など量的な視点から測られることが多いのが現状ですが、量的な視点だけでは十分とは言えません。
- 上記報告書では、量的な評価だけではなく、質的評価(事業実施の結果どのくらい課題が解決されているか、また事業の対象者の満足度はどうかなど)や、プロセス評価(取り組みを通して住民参加や連携が進んでいるかなど)が重要と提案しています。
- これを受けて、本計画の実現のための評価の手法を、どのような指標を設定し評価を行うかについて、地域福祉推進委員会で方法を検討し、5か年の本計画期間のうち、中間及び最終評価を行います。

